

佐賀県告示第298号

災害対策基本法第2条第6号の規定による指定地方公共機関の指定（平成24年佐賀県告示第284号）の一部を次のように改正し、平成25年10月1日から施行する。

平成25年9月24日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
地方独立行政法人佐賀県立病院好生館 略 <u>社団法人佐賀県トラック協会（昭和48年7月2日に社団法人佐賀県トラック協会という名称で設立された法人をいう。）</u> <u>社団法人佐賀県バス・タクシー協会（昭和51年7月22日に社団法人佐賀県バス・タクシー協会という名称で設立された法人をいう。）</u> <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u> 株式会社エフエム佐賀 略 <u>社団法人佐賀県医師会（昭和22年12月1日に社団法人佐賀県医師会という名称で設立された法人をいう。）</u> 略 <u>社団法人佐賀県看護協会（昭和58年11月2日に社団法人佐賀県看護協会という名称で設立された法人をいう。）</u> <u>社団法人佐賀県歯科医師会（昭和22年12月8日に社団法人佐賀県歯科医師会という名称で設立された法人をいう。）</u> <u>社団法人佐賀県薬剤師会（昭和29年7月7日に社団法人佐賀県薬剤師会という名称で設立された法人をいう。）</u> 略	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 略 <u>公益社団法人佐賀県トラック協会</u> <u>一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会</u>  株式会社エフエム佐賀 略 <u>一般社団法人佐賀県医師会</u>  略 <u>公益社団法人佐賀県看護協会</u> <u>一般社団法人佐賀県歯科医師会</u> <u>一般社団法人佐賀県薬剤師会</u>  略